

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○公平委員会の事務の受託	(市町村課)	一
○廃棄物が地下にある土地の指定について	(循環型社会推進課)	二
○病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示	(医療整備課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託(二件)	(農業振興課)	三
○昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号(奨励品種の指定)の一部を改正する告示	(農産園芸環境課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(森林整備課)	五
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	六
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	六
○道路の供用開始	(同)	七
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	七
○都市計画事業の事業計画変更の認可(九件)	(同)	七
○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正	(契約課)	一〇

公 告

ページ

告 示

○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契約課)	一一
企業局		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定		一三
監査委員		
○平成二十六年包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置		一三
○平成二十七年包括外部監査の結果に基づき又は結果を参考として講じた措置		一四
○財政的援助団体等の監査結果の公表		二八
○定期監査の結果の公表		三二
内水面漁場管理委員会		
○コイヘルペスウイルス病に係る指示		三六

○宮城県告示第三百十六号
県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、塩竈市の公平委員会の事務を次の規約により受託した。
平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定により、塩竈市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務(以下「公平委員会の事務」という。)を宮城県(以下「乙」という。)の人事委員会に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 公平委員会の事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。ただし、地方公務員法第五十二条第四項の規定による管理職員等の範囲を定める人事委員会規則は、甲について別に定める。

(委託事務に関する経費の支弁の方法等)

第三条 第一条の規定により乙が委託を受けた事務の処理に要する経費は、乙が支弁し、その費用は、甲が負担する。

(補則)

第四条 公平委員会の事務の管理及び執行に関するこの条例、規則その他の規程を制定し、改正し、又は廃止したときは、乙は、直ちに甲に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、公平委員会の事務の委託に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指 定 区 域	埋 立 地 の 種 類
石巻市北村字鹿の沢一十一番三の一部、二十三番二の一部、二十三番三の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

○宮城県告示第三百十八号

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病院の開設等に関する指導要綱の一部を改正する告示

病院の開設等に関する指導要綱（平成五年宮城県告示第九百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第一項に規定する病院の開設、同条第二項に規定する病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更（感染症病床の病床数のみが増加する場合を除く）、同条第三項に規定する診療所の病床の設置、病床数の増加若しくは病床の種別の変更（以下「病院の開設等」という。）又は同項に規定する厚生労働省令で定める場合（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十四第七項第一号から第四号までに掲げる場合に限る。）に該当すること（以下「特例適用」という。）の申出をしようとする者（以下「開設者等」という。）を「に定めるもののほか、病院の開設等をし

ようとする者」に改める。

第二条中「この要綱で特に定めるものを除く」を「次項に定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 病床 法第七条第二項に規定する精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床をいう。

二 病院の開設等 法第七条第一項の規定による病院の開設、同条第二項の規定による病院の病床数の増加又は病床の種別の変更及び同条第三項の規定による診療所の病床の設置、病床数の増加又は病床の種別の変更をいう。

三 特例適用 診療所に一般病床を設け、又は病床数を増加させる場合であつて、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。）第一条の十四第七項第一号から第四号までの規定に該当する場合をいう。

四 開設者等 第二号に規定する病院の開設等又は前号に規定する特例適用の申出をしようとする者をいう。

第四条第一項中「次条第二項」を「第六条第二項」に、「次に掲げる場合はこの限りでない」を「当該所在地が仙台市内である場合を除く」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の協議（以下「事前協議」という。）の申出は、知事が別に定める期間内に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、随時、行うことができるものとする。

一 病床数の増加を伴うことなく病床の種別の変更をしようとするとき。

二 同一の二次医療圏内に二以上の病院等を開設する者が、当該二以上の病院等を統合し、又は同時に当該病院等のうち一以上の病院等の病床数を増加させ、かつ、一以上の病院等の病床数を減少させる場合（以下「再編統合」という。）であつて、当該再編統合に係る病院等について、再編統合後の病床数の合計が再編統合前のそれぞれの病院等の種別ごとの病床数を合計した数を超えないとき。

三 同一の二次医療圏内において、同一の者が同時に一の病院等の病床数を減少させ、かつ、一以上の病院等を開設する場合（以下「分割」という。）であつて、当該分割に係る病院等について、分割後の病床数の合計が分割前の病院等の種別ごとの病床数を超えないとき。

四 病院等を開設し、又は病院等の病床数を増加させようとする病床の種別ごとに医療計画で定める圏域において、省令第三十条の三十二各号のいずれかに定める事情があるとき。

五 病院の開設等に係る病床が省令第三十条の三十二の二第一項各号（第十四号を除く。）のいずれかに該当するとき。

第八条を第九条とする。

第七条第二項中「又はその報告の内容に当該許可申請若しくは当該届出を行わない正当な理由がないと認められる場合は、当該事前協議は行われなかったものとする」を「は、当該事前協議は行われなかったものとする。ただし、当該許可申請又は当該届出を行わない正当な理由が認められる場合を除く」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条第一項中「前条第一項及び第二項の協議（以下「事前協議」という。）を「事前協議」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第五条 次に掲げる場合にあつては、前条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。

一 病院の開設者を変更するとき（当該病院の所在地の変更及び病床の種類ごとの数の増加を伴わないときに限る。）。

二 同一の二次医療圏内において病院が移転するとき（当該病院の開設者の変更及び病床数の増加を伴わないときに限る。）。

三 診療所の開設者を変更するとき（当該診療所の所在地の変更及び病床の種類ごとの数の増加を伴わないときに限る。）。

四 同一の二次医療圏内において診療所が移転するとき（当該診療所の開設者の変更及び病床の種類ごとの数の増加を伴わないときに限る。）。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五二七〇〇七三五	めらくまーる 柏川みらい 大郷町中村字屋鋪八一十九	放課後等デイサービス	一般社団法人 めらくまーる	平成二十九年 四月一日

○宮城県告示第三百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二二〇三二四	Manaby 石巻駅前 前事業所 石巻市清水町一丁目 一番二号ニユーシテ イビルニイスマー F	就労移行支援	エスアンドウ インクス株式 会社	平成二十九年 四月一日
〇四一〇七〇〇四五四	ヘルパーステーション ふるさと 名取市本郷字町田四 十六番地	居宅介護 重度訪問介護	有限会社こす ごう	平成二十九年 四月一日
〇四一二二〇〇五五三	就労支援センターつ なぐ 登米市迫町佐沼字錦 一三十番地の一	就労移行支援	一般社団法人 つぐかふえ	平成二十九年 四月一日

○宮城県告示第三百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一二二〇〇三七一	ラボラレ登米 登米市迫町新田字対 馬五一番七	就労移行支援	社会福祉法人 ふれあいの里	平成二十九年 三月三十一日

○宮城県告示第三百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十九年三月七日次のとおり委託した。

平成二十九年三月三十一日

一 委託の相手方
 名取市田高字原三百八十九番地
 株式会社ヨークベニマル名取西店

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大
 学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十九年三月十七日次のとおり委託し
 た。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方
 大崎市古川狐塚字西田三十番地
 株式会社古川青果地方卸売市場

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百二十四号

昭和四十二年宮城県告示第五百三十七号（奨励品種の指定）の一部を次のように改正し、平成二十
 九年三月三十一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

第三号の表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

品 種 名	両 親		奨励品種 採用年次	開花期 (月日)	成熟期 (月日)	生態型	蔓化の 難易		毛茸の 多少		莖長 (cm)	分枝数 (本)	莢 数 (個)	子 実 の		品 質	適 地	概 評	
	(父)	(母)					難	易	多	少				色	臍色				形状
すずほのか	刈交七七八F ₅ コスズ		平二〇	八・八	一〇・一二	中間型	難	難	中	中	六〇	四・二	一六〇	黄白	黄	球	中の上	山間高冷地を除く 県下一円	早生、極小粒、耐倒伏性強、 ダイズモザイクウイルス抵 抗性強、紫斑病抵抗性強
タンレイ	農林二 号 東山六 号		昭五三	七・二六	一〇・一三	中間型	難	難	多	多	八二	四・四	六五	黄	黄	楕円	中の下	山間高冷地を除く 県下一円	中生、中粒、耐倒伏性強、 ダイズモザイクウイルス抵 抗性中、紫斑病抵抗性中
あやこがね	ホウレイ エンレイ		平一一	七・二七	一〇・一九	中間型	難	難	中	中	八八	四・三	六二	黄	黄	球	中の上	山間高冷地を除く 県下一円	中生、中粒、耐倒伏性強、 ダイズモザイクウイルス抵 抗性中、紫斑病抵抗性中
タチナガハ	東山六一 号 東山G 六二七		平八	七・二八	一〇・二一	中間型	難	難	中	中	八七	四・七	六一	黄	黄	楕円	中の上	山間高冷地を除く 県下一円	中生、中粒、耐倒伏性強、 ダイズモザイクウイルス抵 抗性中、紫斑病抵抗性中
ミヤギシロメ	岩沼在来種 の系 統分離		昭三六	八・二	一〇・三〇	中間型	中	中	多	多	一〇八	五・二	五五	黄白	黄	やや 楕円	上 の下	県下平坦 地帯	晩生、極大粒、耐倒伏性中、 ダイズモザイクウイルス抵 抗性中、紫斑病抵抗性強
きぬさやか	刈系五〇八号 刈交〇四五九F ₁		平一八	七・二五	一〇・一六	中間型	難	難	中	中	七六	四・九	七二	黄白	黄	球	上 の下	山間高冷地を除く 県下一円	中生の晩、中の小粒、耐倒 伏性中、ダイズモザイクウ イルス抵抗性強、紫斑病抵 抗性中、紫斑病抵抗性強

○宮城県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
柴田郡川崎町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

柴田郡川崎町(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
柴田郡川崎町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のおりとする。

(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林

整備課)及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百二十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十九年三月三十一日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社田尻総業 末永 恵美	大崎市田尻通木字新一所谷三十六	般一二十四 第一万九千四百七号

三 処分の内容

1 処分

一般建設業許可の取消し

2 取消範囲

建設業の営業の全部

四 処分の原因となった事実

被処分者の営業所の所在地を確知できず、平成二十九年二月十四日付け宮城県告示第百二十五号で告示したが、同日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかった。

○宮城県告示第三百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩出山宮崎線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
変更の区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

加美郡加美町下多田川字滝野六番地先から 同郡同町下多田川字向坂一番一地主まで	
後	前
六・二 五七・四	五・四 一六・一
三八・八	三八・八

○宮城県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番地先から 同郡同町志津川字御前下五九番一地主まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
後	前			
D	C	A	B	C
一一・〇 二四・〇	一〇・五 四三・四	一一・〇 一八・二	一〇・五 四三・四	九・〇 四一・〇
二二・〇	一、四一七・〇	七六〇・〇	一、四一七・〇	二、五六一・九

○宮城県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北

部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩出山宮崎線	加美郡加美町下多田川字滝野六番地先から 同郡同町下多田川字向坂一番一地主まで	平成二十九年 三月三十一日

○宮城県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類
 - 石巻広域都市計画道路事業
 - 2 名称
 - 三・二・二号門脇流留線
 - 三・四・十号新橋双葉線
- 二 施行者の名称
 - 宮城県
- 三 事務所の所在地
 - 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 四 事業地
 - 1 取用の部分
 - 宮城県石巻市大街道東二丁目、双葉町、南光町二丁目、南光町二丁目、門脇町五丁目、南浜町四丁目及び雲雀野町一丁目地内
 - 2 使用の部分
 - なし

○宮城県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・七号大街道石巻港線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十三号石巻工業港運河線

三 事業施行期間

「平成二十七年三月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十七年三月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・四十号釜大街道線

三・三・十一号石巻工業港曾波神線

三 事業施行期間

「平成二十六年十二月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで」を

「平成二十六年十二月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・八号御所入湊線

三 事業施行期間

「平成二十六年十月二十二日から平成二十九年三月三十一日まで」を

「平成二十六年十月二十二日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

平成二十六年告示第二千六百三十三号の事業地のうち大字湊町三丁目地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

塩竈市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

港町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

<p>1 種類 気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>2 名称 赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>三 事業施行期間 平成二十五年四月五日から平成三十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 都市計画事業の認可（平成二十八年三月二十五日宮城県告示第三百四号）の事業地の松崎北沢の一部を変更し、赤岩宮口下、並びに赤岩五駄鱈を削る。</p> <p>2 使用の部分 都市計画事業の認可（平成二十八年三月二十五日宮城県告示第三百四号）の事業地の赤岩港の一部を変更し、赤岩五駄鱈、並びに松崎北沢を削る。</p> <p>○宮城県告示第三百三十九号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十九年三月三十一日</p> <p>一 施行者の名称 山元町 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>2 名称 新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>三 事業施行期間 平成二十五年三月十九日から平成三十年三月三十一日</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分</p>	<p>変更なし</p> <p>○宮城県告示第三百四十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十九年三月三十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 施行者の名称 山元町</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>2 名称 新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p> <p>三 事業施行期間 平成二十五年三月十九日から平成三十年三月三十一日</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>○宮城県告示第三百四十一号 平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。 平成二十九年三月三十一日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
--	---

公 告

様式第一号の第三十五条第七項中「第28パーセント」を「第27パーセント」に改め、同様式の第三十七条中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同様式の第四十六条第二項及び第三項、第五十条第三項並びに第五十二条第一項及び第二項中「第28パーセント」を「第27パーセント」に改める。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月三十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
角田市角田字牛館百五十九番四、百六十四番、百七十四番一、百七十八番一、百八十番一、百八十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

角田市角田字牛館百八十一番地
石川建設株式会社

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月三十一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
本吉郡南三陸町歌津字伊里前七十五番の一部、七十六番の一部、七十七番一の一部、七十七番二、七十八番の一部、七十九番二の一部、八十番一の一部、八十一番二の一部、八十一番三の一部、八十二番の一部、八十三番一の一部、八十三番二、八十三番三の一部、八十四番の一部、八十五番の一部、九十六番一の一部、百番の一部、百番一の一部、九十六番一地先の水、百番一地先の水の一部、七十六番地先の堤の一部（三工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

南三陸町

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項
1 調達案件及び数量 宮城県電子入札等総合システムサービス提供業務 一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成三十五年六月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県内ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

みなす。

みなす。

みなす。

みなす。

<p>イ 日時 平成二十九年五月十日(水) 午後五時 ロ 場所 2) 同じ</p> <p>ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。</p> <p>ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。</p> <p>6 開札の日時及び場所 平成二十九年五月十一日(木) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第二入札室</p> <p>四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者 五 その他</p> <p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。</p> <p>3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。</p> <p>5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。</p> <p>6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 入札執行の方法 一般競争入札</p> <p>9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>10 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Provision of General System Service for Miyagi Prefecture Electronic Bidding, etc. (One Set)</p>	<p>2 Implementation Period : From contract settlement to June 30, 2023</p> <p>3 Place of Implementation : Within Miyagi Prefecture, etc.</p> <p>4 Deadline for Bid Submission : May 10, 2017 (Wed), 5:00 p.m.</p> <p>5 Contact Person : Koichi Matsuoka Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333</p> <p>6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.</p> <p style="text-align: center;">企業局</p> <p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。 平成二十九年三月三十一日</p> <p style="text-align: center;">宮城県公営企業管理者 犬 飼 章</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム(単価契約)</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十九年三月十六日</p> <p>四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 カメイ株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目一番十八号</p> <p>五 落札金額 一万九千円(一トン当たり)</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成二十九年二月三日</p> <p style="text-align: center;">監査委員</p> <p>○宮城県監査委員中示第7号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による平成26年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 平成29年 3月31日</p> <p style="text-align: center;">宮城県監査委員 齋 藤 正 美 宮城県監査委員 坂 下 賢 賢 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p>
---	---

第1 監査結果の報告 宮城県監査委員 成 田 由 加 里

平成26年度の包括外部監査の結果(県下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について)については、平成27年3月25日に包括外部監査人から報告があり、同年4月21日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日(第2回目)
平成29年3月13日

第3 措置の内容
I 個別検出事項

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成28年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	1 投資計画 (3) 事業可能性評価の検討不足 【指摘】	余剰ガスの経済的評価を考慮すると、県が事業可能性評価を十分に検討していたとは認められない。 (P26)	余剰ガスの有効利用について、平成27年度中に検討し、事業手法及び事業効果などを整理し、庁内調整及び議会報告(5/23建設企業委員会)を経て、事業実施(6/1公募開始)となった。

II 持続可能性の確保と県民への説明責任

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成26年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	2 県が取り組むべき課題 (1) 事業評価の適正な運用 ① 人口減少下の施設整備水準のあり方 【意見】	今後の集合処理の新増設が新たな未稼働等施設の増加要因にならないか懸念される。 (P108)	汚水処理適正化構想を策定し、市町村毎に将来人口を踏まえた適正な整備範囲を見直し、持続的かつ効率的な下水道事業運営とするため、施設の適正な規模を検討するとともに改築・更新を見据えた施設間の統合を検討した。
2	2 県が取り組むべき課題 (1) 事業評価の適正な運用	経営の計画性・透明性が確保されていない事業主体が多い背景に、効率性を欠いた施設整備に伴う経営面の様々な矛盾が露呈する	汚水処理適正化構想を策定し、市町村毎に将来人口を踏まえた適正な整備範囲を見直し、持続的かつ効率的な下水道事業運営とする

② 施設規模の適正水準 【意見】	ことを回避する意図がないか懸念される。 (P108)	ため、施設の適正な規模を検討するとともに改築・更新を見据えた施設間の統合を検討した。
3 2 県が取り組むべき課題 (1) 事業評価の適正な運用 ③ 水質保全効果 【意見】	汚水処理施設整備に伴う水質保全効果の達成すべき目標が不明確である。 (P108)	汚水処理適正化構想を策定し、市町村毎に将来人口を踏まえた適正な整備範囲を見直し、持続的かつ効率的な下水道事業運営とするため、施設の適正な規模を検討するとともに改築・更新を見据えた施設間の統合を検討した。

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による平成27年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
 宮城県監査委員 坂 下 賢 賢
 宮城県監査委員 宮 城 工 藤 鏡 子
 宮城県監査委員 成 田 由 加 里

第1 監査結果の報告

平成27年度の包括外部監査の結果(試験研究機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について)については、平成28年3月28日に包括外部監査人から報告があり、同年4月22日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日
平成29年3月13日

第3 措置の内容
I 個別検出事項

番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは平成27年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容
1	A. 新産業振興課 1. 外部評価委	長期間にわたり産業技術総合センター以外の試験研究機関の研究	平成28年度から試験研究機関の運営状況等を審議する「機関評

<p>員会の活性化 【意見】</p>	<p>課題が評価委員会の審議対象になっていないという状況は適当ではない。評価委員会の審議対象となる研究課題を増やし、設置趣旨を果たすべく評価委員会の活性化を図ることが望まれる。(P11)</p>	<p>師」について、部会審議の他、評価委員会においても委員の意見を聴く機会を設ける等、委員会の活性化を図っている。 また、平成28年度より評価委員会の審議対象となっている、分野を超えた研究課題である「業際研究」の実施に向けた検討を行い、審議対象課題の増加を図る。</p>
<p>2 A. 新産業振興課 2. 評価部会における評価委員定足率の向上 【意見】</p>	<p>評価条例の定員数は上限のみが定められているが、最低でも限定員数の過半数を超える委員実数とすることが望ましい。また、多数の知見を活用するという条例の趣旨に照らせれば、定数は下限も定めることが望ましい。(P11)</p>	<p>現在委嘱している委員の任期については、平成30年3月末となっているため、次期委員の選任時期において定数の過半数を超えていない部会（農業、林業、水産業）においては、過半数を満たす委員数とすることが望ましい。</p>
<p>3 A. 新産業振興課 3. 評価委員会および評価部会の評価結果の公表 【意見】</p>	<p>個人情報や機密情報等を除いた評価結果は評価指針に準拠して可能な限り積極的に公開することが望ましい。また、果職員の方々に、従来のやり方を無意識に踏襲するのではなく、積極的な情報開示ができていないか、改善できる点はないか、そのような姿勢を常に意識して頂きたい。(P12)</p>	<p>開示することに問題のある個人情報や特許に係る機密事項を除いて、評価結果については、開示することにする。</p>
<p>4 A. 新産業振興課 6. 実施補償金の計算体制の見直し 【指摘】</p>	<p>実施補償金の計算体制において、管理台帳への入力した場合や調定額を誤入力した場合に、実施補償金の支払漏れや誤った金額で支払うリスクがあるが、このようなリスクを防止・発見するチェック体制が整備されていない。</p>	<p>実施補償金の計算に係る実施状況と会計システムデータの確認について、複数職員による確認を行う。</p>
<p>8 C. 保健環境センター 【意見】</p>	<p>事業を計画的・組織的に実施し</p>	<p>平成28年度事業計画書を策定</p>
<p>5 A. 新産業振興課 7. 特許等の収支情報に関する伝達体制の見直し 【意見】</p>	<p>特許等の収支情報は、特許等を更新するか否かを判断するための重要な指標の1つであり、特許等の更新時には試験研究機関からの照会の如何にかかわらず、新産業振興課から試験研究機関に収支情報を伝達するような体制とすることが望ましい。(P14)</p>	<p>正確性と網羅性を検証すべきである。(P14)</p>
<p>6 C. 保健環境センター 1. 環境情報センターの利用促進施策 【意見】</p>	<p>総じて情報センターの利用状況は低迷している。設置目的を達成するために、情報センターが最大限有効活用されるように、より積極的な利用促進施策を講じていくことが望まれる。(P24)</p>	<p>広報活動として、県内市町村・児童館・環境関連NPO法人等に対して環境情報センターのパネルレットを送付した(211か所、915部)。また、保健環境センターを会場に開催される研修会等において環境情報センターの利用について案内を行っている。今後も積極的な広報イベント開催に努めていく。</p>
<p>7 C. 保健環境センター 2. 衛生試験の廃止の検討 【意見】</p>	<p>①57項目の試験中今後依頼が見込まれるのは1項目のみで、その試験も民間で実施しているので当該研究機関が当該試験を廃止しても影響は限定的であること、②数年毎に手数料改定の検討の業務が発生していること、③設備等を整備していない試験の依頼を受けると設備等を購入して試験を実施しなければならぬ義務が生じていること、に鑑みて、条例の廃止または大幅見直しを検討することが望ましい。(P25)</p>	<p>当該事項については、県としても従前から課題ととらえており、平成26年から条例に係る課題整理や全検査項目に係る方針の検討を行ってきた。この検討結果を踏まえ、平成28年4月1日、現行の「衛生試験手数料条例」を廃止し、「水質検査手数料条例」を新たに公布施行する改正を行った。改正の内容は、従前の試験項目中、今後も依頼が見込まれ受託する方針であるクリプトスボリジウム及びゾアルジラ検査を除き、全部の試験項目を廃止した。</p>

<p>ター 3. 基本計画と年度計画の策定と公表 【意見】</p>	<p>ていることを明確にするため、基本計画を策定するとともに、年度毎に実施予定の事業（行政検査、調査研究、論文発表等）を体系的に取りまとめた年度計画を策定して当研究機関内で承認手続を行った上で、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。 (P27)</p>	<p>し、ホームページで公表した。</p>
<p>9 C. 保健環境センター 4. 外部評価の実施 【指摘】</p>	<p>大震災後は内部評価を実施しているものの、外部評価は未実施となっている。県民の理解を深めるとともに、試験研究を効率的・効果的に進めるために、外部評価は極めて重要なプロセスであり、例えば一部を簡便的に実施する、評価対象業務を絞り込むなど、負担を軽減する工夫を図ること等により、実施した業務の外部評価は実施すべきである。 (P27)</p>	<p>平成26年度において震災の影響により実施されていなかった外部評価は、翌年の27年度において2回、28年度は2回実施している。</p>
<p>10 C. 保健環境センター 6. 書面による再委託の承認 【指摘】</p>	<p>再委託等が行われないように委託の項目を整理する、または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業者に対し書面により承諾を行う必要がある。 (P28)</p>	<p>平成28年度以降、委託項目を整理し発注を行ったうえで、なお再委託が必要であると判断される場合には、書面による承諾を行っている。</p>
<p>11 C. 保健環境センター 7. 自動販売機設置業者の公募選定の実施 【指摘】</p>	<p>無償で自動販売機を設置させている現状は、同団体に対する実質的な隠れ補助金と言わざるを得ず、妥当ではない。 自動販売機設置に当たっては、原則どおり、公募を行う必要がある。 (P28)</p>	<p>平成28年度の設置に向けて公募を実施し、一般競争入札により平成28年3月15日に設置業者を決定した。</p>
<p>12 C. 保健環境センター 8. 環境情報センターにおける図書等の貸出 【指摘】</p>	<p>当研究機関では環境情報センター管理規程の案を作成して、この案に従った運営をしているが、この案は未だ当研究機関内の所定の承認手続を経っていない状況となっている。 速やかに管理規程の承認手続を行い、管理規程を正式に制定する必要がある。 (P29)</p>	<p>「宮城県環境情報センター利用規程」を制定し、平成28年9月1日に施行した。</p>
<p>13 C. 保健環境センター 8. 環境情報センターにおける図書等の貸出 (2) 貸出期間の順守 【指摘】</p>	<p>貸出期間中は他の利用者に貸し出すことができなくなるので、規定どおりの貸出期間を順守させるとともに、返却遅延となっているケースについては返却を督促すべきである。 (P29)</p>	<p>平成27年度に返却遅延となっていた事業は、年度内に返却されている。以後、貸出期間は遵守されている。</p>
<p>14 C. 保健環境センター 8. 環境情報センターにおける図書等の貸出 (3) 貸出対象物品のホームページの掲載漏れ 【指摘】</p>	<p>センター内での利用や一部貸出も可能な環境学習用資機材の一覧をホームページに掲載しているが、掲載漏れとなっているため、利用希望者がいたとしても、利用可能であることが分からず、利用されない可能性がある状況となっている。 速やかにホームページの一覧に追加掲載して利用を促進する必要がある。 (P30)</p>	<p>平成28年度から貸出対象物品（貸出可能なもの）を整理し、ホームページを更新した。</p>
<p>15 C. 保健環境センター 8. 環境情報センターにおける図書等の貸出</p>	<p>管理運営内規には実地たな御の規定はなく、管理規程案では年2回実施することとなっている。 県有財産の現品管理の観点から、定期的に実地たな御を実施する必要が有る。</p>	<p>平成28年4月に策定し施行した管理規程に基づき、実地たな御を毎年2月に実施することとした。 平成28年度は年2回実施した。</p>

<p>(4) 実地たな卸の実施 【指摘】</p>	<p>(P30)</p>		
<p>16 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (全体的事項) (1) 毒物・劇物の管理簿の様式制定 【指摘】</p>	<p>毒物・劇物についても管理簿の様式を定め、必要な情報が漏れなく記載されるようにすべきである。 (P30)</p>	<p>平成28年度から(劇物・特定化学物質・危険物)受払簿及び(毒物・向精神薬)管理簿兼使用記録簿の様式化し、受払時の記載を実施している。</p>	<p>様式は必要となる情報を漏れなく記載するために規程において定めているものである。規程を順守し所定の様式を用いるべきである。 (P31)</p>
<p>17 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (全体的事項) (2) 実地たな卸に関する規程の制定 【指摘】</p>	<p>実地たな卸の実施頻度、実施責任者、実施方法、実施結果の報告などに関する規程を定め、適時・適切に実地たな卸が実施される体制を構築すべきである。 (P31)</p>	<p>平成28年4月から安全確保・危害防止マニュアル及び薬品の保管、管理手順書を策定し、基準に基づき管理を実施している。規定した主な項目は次のとおり。 1 薬品管理責任者の配置 2 薬品の在庫管理の方法、頻度、結果の確認 3 受払簿(劇物等)及び管理簿兼使用記録簿(毒物等)の様式化</p>	<p>現状ではあるべき残数が把握できておらず、盗難等があっても判然としない状況となっている。管理簿は試薬毎に作成すること等により、残数を明確に把握できる体制を整備する必要がある。 (P32)</p>
<p>18 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (水環境部) (1) 実地たな卸の実施 【指摘】</p>	<p>実地たな卸を実施しなければ盗難・紛失や受払記録誤り等を発見することは困難である。実地たな卸は極めて重要な作業であり、必ず実施する必要がある。 (P31)</p>	<p>平成28年4月から、たな卸の実施頻度を毎月行うこととした。(従前は年1回の実施) 薬品管理担当者が数量を確認し、品質管理者(部長)が内容を確認することを徹底した。</p>	<p>平成28年4月から使用見込みのない毒劇物については廃液として危険物倉庫内に施錠のうえ管理し、まとまった段階で廃棄することとした。平成28年度は8月に産業廃棄物処理業者に処分を委託した。</p>
<p>19 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (水環境部) (2) 管理簿の</p>	<p>管理簿は正確に記載する必要がある。使用時の現品確認がどの程度実施されていたか疑問と言わざるを得ない。 (P31)</p>	<p>平成28年4月から毒物については使用の都度、劇物については開封の都度管理簿に記載するよう徹底した。 薬品管理担当者が随時、管理簿の記載内容(受入量と払出量)を</p>	<p>庫の予算は厳しい状況にあり、在庫が十分にあり購入する必要のないものを追加購入することは予算消化目的との誹りを受けかねず、厳に慎むべきである。 (P33)</p>
<p>記載誤り 【指摘】</p>	<p>20 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (水環境部) (3) 特定毒物の管理簿に関する様式の順守 【指摘】</p>	<p>平成28年4月から特定毒物の管理簿について所内規程で定める様式に切り替えている。</p>	
<p>21 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (水環境部) (4) 劇物のありべき残数の把握 【指摘】</p>	<p>22 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (水環境部) (5) 使用見込みのない毒劇物の早期廃棄 【意見】</p>	<p>毒劇物は保管していること自体が盗難・紛失等による不正使用リスクを抱えるものであり、使用予定のないものは早期の廃棄を検討することが望ましい。 (P33)</p>	
<p>23 C. 保健環境センタ－ 9. 毒劇物の危険物の管理 (大気環境部) (1) 不必要な</p>	<p>平成28年4月から毒劇物の購入の際は、必ず在庫量を確認し不要な購入を行わないように注意喚起を行った。さらに、平成28年9月以降、薬品等の購入伺いには薬品等の受払簿の写しを添付し、複</p>	<p>平成28年4月から毒劇物の購入の際は、必ず在庫量を確認し不要な購入を行わないように注意喚起を行った。さらに、平成28年9月以降、薬品等の購入伺いには薬品等の受払簿の写しを添付し、複</p>	

<p>毒劇物の購入</p> <p>【指摘】</p>		<p>数の職員が確認する体制とした。</p>	<p>毒劇物の購入</p>		<p>記録に入室者氏名を明記している。</p>
<p>24 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理 (大気環境部) (2) 毒物のあ るべき残数 の把握</p> <p>【指摘】</p>	<p>実際の使用日、使用者、使用量、あるべき残数が把握できておらず、紛失・盗難等があっても判然としない状況となっている。使用の都度、管理簿に記載し、使用日、使用者、使用量、あるべき残数を把握する必要がある。(P33)</p>	<p>平成27年12月から、毒物を使用した都度、毒物管理簿兼使用記録簿に使用年月日、使用目的、使用量、残量及び使用者名を記載することとした。</p>	<p>24 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理 (大気環境部) (2) 毒物のあ るべき残数 の把握</p> <p>【指摘】</p>	<p>ことは物理的には可能な状況になっていない。病原体が不正に使用されたときのリスクの大きさおよび業務への負担がそれほど大きくないことに鑑みて、複数名での取扱いを義務化すべきである。(P34)</p>	<p>実地たな卸に関する規定については、安全確保・危害防止でフェルを平成28年4月1日に定めた。平成27年度末において、保持する全ての病原体のたな卸を実施した。また、その結果は平成28年5月19日にバイオセーフティ委員会に報告した。</p>
<p>25 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理 (生活化学部) (1) 実地たな卸により把握した現品数と管理簿上の残数の照合</p> <p>【指摘】</p>	<p>実地たな卸を実施しても、現品数とあるべき残数を照合しなければ盗難・紛失や受払記録誤り等を発見することは困難となる。現品数とあるべき残数の照合は極めて重要な作業であり、必ず実施する必要がある。(P33)</p>	<p>平成28年4月から管理簿上で受払いを管理し、毎月現品数と管理簿上の残数の照合を行い、間違いないことを確認している。</p>	<p>25 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理 (生活化学部) (1) 実地たな卸により把握した現品数と管理簿上の残数の照合</p> <p>【指摘】</p>	<p>情報セキュリティの観点からも台帳管理は重要である。規程を作成したうえで台帳による管理を行うべきである。(P35)</p>	<p>宮城県情報セキュリティ対策基準及び平成27年7月13日付け宮城県高度情報化戦略推進本部長通知に基づき、様式例を用いて管理台帳を整備した。平成27年8月から管理台帳への記載を実施している。</p>
<p>26 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理 (生活化学部) (2) 使用見込みのない毒劇物の早期廃棄</p> <p>【意見】</p>	<p>毒劇物は保管していること自体が盗難・紛失等による不正使用リスクを抱えるものであり、使用予定のないものは早期の廃棄を検討することが望ましい。(P34)</p>	<p>平成28年4月から使用見込みのない毒劇物については、廃液として危険物倉庫内に施錠のうえ管理し、まとまった段階で廃棄することとした。平成28年度は8月に産業廃棄物処理業者に処分を委託した。</p>	<p>26 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理 (生活化学部) (2) 使用見込みのない毒劇物の早期廃棄</p> <p>【意見】</p>	<p>一日も早く調査研究業務も震災前の水準で実施できるような体制を整備することが望まれる。なお、一定程度の調査研究ができるようになったときには、現在行われていない調査研究に関する当研究機関内での内部評価、有識者による外部評価を実施することが望ましい。(P41)</p>	<p>平成28年度から、「NaI検出器の鉛遮蔽への取り外し試験」を研究テーマとして調査研究を再開した。研究内容については、四半期毎に開催する「環境調査測定技術会」、「環境保全監視協議会」及び年に1～2回開催する「環境放射能監視検討会」等において報告し、学識経験者から助言、評価を受けるとともに、学会発表を通して学識経験者の指摘、意見をいただくなど、参考にしていく。</p>
<p>27 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理</p>	<p>入室および入室後の病原体の取扱いは1名で行っているので相互牽制機能はなく、不正に持ち出す</p>	<p>平成27年10月13日以降、病原体を扱う高度安全実験室へは2名で入室することとし、その際は入室</p>	<p>27 C. 保健環境センター 9. 毒劇物の危険物の管理</p>	<p>事業を計画的・組織的に実施し</p>	<p>監視業務及び研究活動等の概容</p>
<p>30 D. 環境放射線監視センター 1. 積極的な調査研究業務の実施</p> <p>【意見】</p>			<p>30 D. 環境放射線監視センター 1. 積極的な調査研究業務の実施</p> <p>【意見】</p>		
<p>31 D. 環境放射線監視</p>			<p>31 D. 環境放射線監視</p>		

<p>視センター 2. 基本計画、年度計画の策定・公表 【意見】</p>	<p>ていることを明確にするため、当研究機関としての全ての活動を体系的に取りまとめた基本計画と年度毎に実施予定の事業を取りまとめた年度計画を策定して当研究機関内で承認手続を行った上で、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。(P41)</p>	<p>をまとめた基本計画は平成28年2月に策定した。 また、平成28年度の具体的な年度計画は年度内に策定済みであり、当所のホームページに掲載する予定である。</p>
<p>32 D. 環境放射線監視センター 3. 活動実績の積極的な公表 【意見】</p>	<p>試験研究等の活動実績をまとめた年報を積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。 また、収支決算額は当研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報である。このため、年報には収支決算額を掲載すべきである。(P42)</p>	<p>当所の活動実績を取りまとめた年報をホームページに掲載する予定である。 また、収支決算額については、平成26年の年報から掲載されている。</p>
<p>33 D. 環境放射線監視センター 4. 当研究機関の概要パンフレットの作成と公表 【意見】</p>	<p>新組織、新庁舎施設のパンフレットを速やかに作成し積極的な情報開示という観点から、ホームページを利用して広く県民に公表することが望まれる。(P42)</p>	<p>パンフレットは作成済みであり、今後ホームページに掲載する予定である。 なお、パンフレットの内容は、適宜見直すこととしている。</p>
<p>34 D. 環境放射線監視センター 5. 備品の照合確認の実施 【指摘】</p>	<p>平成26年度は年度末の備品の照合確認を実施していないため、財務規則に違反するとともに、登録されている備品が実際に存在するか不明な状況にある。 財務規則に基づき、年度末に備品登録書等との照合確認を実施すべきである。(P42)</p>	<p>平成27年度の照合確認作業は実施済である。</p>
<p>35 D. 環境放射線監視センター 6. 劇物の管理に関する規程の作成 【指摘】</p>	<p>法令に従った管理を徹底するために、管理体制及び管理方法に関する規程を作成するとともに、当該規程に従った運用を行う必要がある。(P42)</p>	<p>毒劇物については、現在も鍵のかかる棚で保管しているところであり、また、御指摘を踏まえ、平成27年度末までに内部規程(医薬用外毒物劇物危害防止規程)を策定済みであり、当該規定に従った運用を行っている。</p>
<p>36 D. 環境放射線監視センター 7. 劇物の実地たな卸の実施 【指摘】</p>	<p>劇物の管理に関する規程に実地たな卸に関する項目を設けるとともに、その定めに従った実地たな卸を実施することが必要である。(P43)</p>	<p>平成27年度末に策定した内部規程の中で「在庫管理」の項目を設け、管理責任者(監視測定班長)は毒物劇物管理簿を作成することとした。なお、管理簿は作成済みであり、以降、本格的に運用を行っている。</p>
<p>37 E. 産業技術総合センター 1. 地方独立行政法人化の検討 【意見】</p>	<p>他の試験研究機関との統合も含めて、「今後の方向性を探る必要がある」との県の検討結果どおり、今後法人化を再検討する必要があると考える。 また、今後検討するときには検討結果を明確にするために、それを取りまとめた資料を作成することが望まれる。(P50)</p>	<p>「産業技術総合センターの地方独立行政法人化に関する検討会」を設置し、今後の方向性を検討した。検討結果については取りまとめの上、ホームページにおいて公表した。</p>
<p>38 E. 産業技術総合センター 2. 貸出施設の稼働率向上施策等 【意見】</p>	<p>施設使用可能日時や施設の詳細説明をホームページに掲載する等、より積極的に広報活動等を行い、施設の利用促進を図ることが望まれる。その上で利用率が低迷するようであれば、ニーズに適合していないのであるから、他の用途に転換することも検討すべきである。 なお、上記利用状況は漏れなく掲載することが望まれる。(P52)</p>	<p>企業訪問、技術交流会、各種会議等の場において利用推進に向けPR活動を実施している。スマートフォン開放室の利用状況は業務年報に記載する。</p>

<p>39 E. 産業技術総合センター 3. 年度計画の策定と公表 【意見】</p>	<p>事業を計画的・組織的に実施していることを明確にするため、年度毎に実施予定の事業を体系的に取りまとめた年度計画を公表できる情報に基づいて策定して当研究機関内で承認手続を行った上で、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。 (P53)</p>	<p>平成28年度の年度計画をセンターのホームページに掲載するとともに、今後各年度の計画を掲載することにする。</p>
<p>40 E. 産業技術総合センター 4. 業務年報における歳出決算の誤記載 【指摘】</p>	<p>支出の金額は当研究機関の運営に関する重要な情報であり、正確に作成して開示する必要がある。特に当研究機関の幹部職員には、財務数値を重視する民間経営者の視点を是非とも持つて頂きたい。なお、県民負担額を明らかにするためには、歳出のみでなく、歳入も記載することが望まれる。 (P54)</p>	<p>誤記載への対応として、各種資料の作成にあたっては、内容を複数の職員で確認する。支出について人件費等を計上した支出状況を業務年報ですでに公開している。収入については平成27年度の業務年報から記載することにした。</p>
<p>41 E. 産業技術総合センター 6. 研修等の満足度調査の実施と文書化 【意見】</p>	<p>受講者の声は実施した研修の効果を測定するとともに次回以降の研修計画の改善のための有意義な情報であり、全ての研修において、受講結果感想アンケート調査票の作成依頼をすることが望まれる。また、技術改善支援事業では、今後の改善のための有意義な情報となるので、満足度調査を行い、回答結果を評価することが望まれる。 (P56)</p>	<p>実施していなかった、自動車技術研修におけるアンケート調査を実施し、概ね良好な結果となっている。平成28年4月1日以降に技術改善支援における満足度調査を電子メールによる質問する方式で開始し、回答率が80%で職員の対応に関する満足度が100%の結果となっている。(平成29年2月28日現在)</p>
<p>42 E. 産業技術総合センター 7. 技術相談事業における相</p>	<p>単なる追加質問のようなケースは実質的な相談としては1件であり、20件でなく1件とカウントすることが実態を把握するためには</p>	<p>相談件数と併せて、相談事案の件数も併せて集計するものとする。</p>
<p>43 E. 産業技術総合センター 8. 請求書、納品書の日付の記載漏れ 【指摘】</p>	<p>業者にに対し、請求書、納品書には日付を記載するよう指導すべきである。また、日付が記載されていない請求書、納品書が提出された場合には日付を記載したうえで再提出するよう求めることが必要である。 (P57)</p>	<p>業者に対し日付の記入について指導し、記入を確認した上で受理することにした。</p>
<p>44 E. 産業技術総合センター 9. 産業技術総合センター庁舎清掃等業務 (1) 日常清掃に係る業務実施報告書と業務日誌の不整合 【指摘】</p>	<p>現状では、必要な清掃が実施されず、不要な清掃が実施されてしまっており、それが妥当ではない。「清掃等業務特記仕様書」と整合する業務実施報告書を作成すべきである。 (P58)</p>	<p>日常清掃に係る業務完了報告書に当たる業務日誌については、仕様書と整合性を図った様式の業務日誌を新たに作成し、提出を受けることとした。</p>
<p>45 E. 産業技術総合センター 9. 産業技術総合センター庁舎清掃等業務 (2) 定期清掃に係る業務完了届の提出 【指摘】</p>	<p>委託業者に対し、業務完了届の提出を求めるとともに、清掃等業務特記仕様書に定める項目を記載した報告書式を作成の上、提出を求めることが必要である。 (P58)</p>	<p>定期清掃に係る業務完了報告書については、各定期清掃完了後に、作業状況写真のほか、仕様書と整合を図った作業項目を記載する形式の業務完了報告書に当たる業務日誌を新たに作成し、提出を受けることとした。</p>
<p>46 E. 産業技術総合センター 10. 産業技術総合センター依頼試験等業務</p>	<p>仕様書に参考情報として1件当たりの所要時間や過年度の実績件数の方を記載すべきと考える。 (P62)</p>	<p>平成28年度の契約から仕様書のうち人数を記載している部分を削除した。</p>

<p>(1) 仕様書の記載項目の見直し 【意見】</p>	<p>E. 産業技術総合センター 10. 産業技術総合センター依頼試験等業務 (2) 契約書への仕様書綴込み漏れ 【指摘】</p>	<p>契約書において、委託業務の範囲を明確にするため、契約書には仕様書を綴じ込んで製本すべきである。 (P 64)</p>	<p>平成27年度以降から契約書に仕様書を綴じ込んで製本した。</p>
<p>48 E. 産業技術総合センター 11. 入退室管理システムおよび自動火災報知設備の修繕 【指摘】</p>	<p>現状は、建物設立当初に構築した防犯機能・消防機能が満足に發揮できない状況である。当初構築した設備が正常に機能するため、防犯設備および消防設備について必要な修繕・更新を行うべきである。 (P 64)</p>	<p>自動火災報知設備については、設計委託が完了し、工事については、平成29年1月23日に契約を締結し、修繕等を行った。 入退室管理システムについては、更新に向けて財政課との協議を行っている。</p>	<p>収支予算についても、可能な範囲で精査し場所ごとに取りまとめの上、ホームページ等により公開する。</p>
<p>49 E. 産業技術総合センター 12. 備品整理票による物品表示の徹底 【指摘】</p>	<p>適正な備品管理および照合に資するため、備品整理票は可能な限り添付し、適切に更新されるべきである。 (P 65)</p>	<p>備品照合確認に併せて備品整理票の確認を行う、適切に整理票の更新を行う。</p>	<p>平成28年度から業務年報をホームページで公表することにした。</p>
<p>50 E. 産業技術総合センター 13. 備品の照合確認の実施 【指摘】</p>	<p>重要物品以外の備品について年度末における照合確認の明確な実施証拠が確認できなかった。規則に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。 (P 65)</p>	<p>所内で管理する備品全てについて備品照合や備品整理票の確認を行う。</p>	<p>知的財産の掲載は、当所ホームページで公表することにした。</p>
<p>51 E. 産業技術総合センター 14. 図書の実地</p>	<p>蔵書は、少額であっても、県の財産を構成するものであるため、資産管理は重要である。適切な在</p>	<p>書籍及び雑誌の棚の整理を行い、棚卸のための書籍リストと雑誌リストを作成した。</p>	<p>知的財産の第三者利用促進し、</p>
<p>たな卸の実施 【指摘】</p>	<p>52 F. 農業・園芸総合研究所 1. 農業関係試験研究機関の統合の検討 【意見】</p>	<p>農業関係の3機関は次のような理由により、統合を検討する必要があると考える。 ・連携の強化による試験研究の成果向上 ・事務部門の効率化、コスト削減 ・基本方針、基本計画、単年度計画は既に3機関一体となっている ・知的財産権管理委員会も既に3機関一体となって開催 ・農業関係試験研究機関評価部会も既に3機関一体で実施 ・組織が別々となっている弊害が一部顕在化 (P 74)</p>	<p>庫管理を行うべきである。 (P 66)</p>
<p>53 F. 農業・園芸総合研究所 2. 年度計画における収支予算の記載 【意見】</p>	<p>収支予算は各試験研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報である。このため、年度計画には各試験研究機関の収支予算を掲載して開示すべきである。 (P 74)</p>	<p>活動成果は、当研究機関が策定し他県の同一分野の試験研究機関、大学等に配布している業務年報に掲載されているので、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。 また、業務年報には試験研究費のみでなく、支出総額を掲載すべきである。 (P 74)</p>	<p>知的財産の掲載は、当所ホームページで公表することにした。</p>
<p>54 F. 農業・園芸総合研究所 3. 活動実績の積極的な公表 【意見】</p>	<p>知的財産の第三者利用促進し、</p>	<p>知的財産の掲載は、当所ホームページで公表することにした。</p>	<p>知的財産の掲載は、当所ホームページで公表することにした。</p>
<p>55 F. 農業・園芸総合研究所</p>	<p>知的財産の掲載は、当所ホームページで公表することにした。</p>	<p>知的財産の掲載は、当所ホームページで公表することにした。</p>	<p>知的財産の掲載は、当所ホームページで公表することにした。</p>

<p>合研究所 4. 知的財産の 利用促進策 【意見】</p>	<p>県の財政に寄与するという観点から、ホームページに掲載してPRすることが望まれる。 (P75)</p>	<p>ページで県外諸品種を上げていくが、県有特許や県有登録品種などは新産業振興課ホームページに一括して掲載されており、当所ホームページにリンクを作成するなどとして、さらに第三者利用を促進していく。</p>
<p>56 F. 農業・園芸総合研究所 7. 昇降機（2台）保守点検業務の随意契約の妥当性 【意見】</p>	<p>昇降機メーカー系列のメンテナンス会社と長期にわたり随意契約を締結することは弊害が生ずるおそれがあり妥当ではない。 独立系のメンテナンス会社も契約の対象として検討する。また、独立系のメンテナンス会社から見積書を取って、価格交渉の材料とする必要があると考える。 (P77)</p>	<p>平成28年度分の業務から、随意契約としていたものを指名競争入札に改めた。</p>
<p>57 F. 農業・園芸総合研究所 8. 毒劇物の管理要領の見直し 【指摘】</p>	<p>「毒物及び劇物取締法」では、毒劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐに必要な措置を講じることが求められていることから、法令に従った管理を徹底するために、内容を整備して運用を行う必要がある。 (P78)</p>	<p>当研究所では、平成11年度から毒物・劇物等危害防止要領を定めており、盗難や事故等に備えているが、一層の管理徹底につき、様式第1号・2号を改正し、周知徹底した。</p>
<p>58 F. 農業・園芸総合研究所 9. 毒劇物の実地たな卸の実施 【指摘】</p>	<p>実地たな卸を正確に行うため、実地たな卸の実施方法に関する規程を作成する必要がある。また、実地たな卸リストに実施者及び承認者のサインを残すことで責任の所在を明らかとする必要がある。 (P78)</p>	<p>毒物・劇物等危害防止要領に基づき、担当者がリストを作成して在庫量の確認作業をしている。作成されたリストは承認者（各研究部長）が押印（サイン）し管理することと規定している。</p>
<p>59 F. 農業・園芸総合研究所 10. 共用備品の照合確認方法の見直し</p>	<p>網羅的かつ実効性のある照合を実施するため、各部への依頼時には、台帳上の担当箇所を明らかにしたうえで書面により依頼を行い、照合の結果については、各部</p>	<p>今後は、毎年度各部へ照合・確認を書面により依頼し、台帳上の使用場所を明らかにすることとした。</p>
<p>【指摘】</p>	<p>の役席者の承認を得たものを、書面により入手すべきである。 (P78)</p>	<p>現在2か所に分かれている図書室を28年度に統合して図書の一括管理体制を整え、貸出図書をより正確に把握できるようにした。各研究部が管理している蔵書の台帳整備と図書室のたな卸は、定期的に実施していく。</p>
<p>60 F. 農業・園芸総合研究所 11. 図書の実地たな卸の実施 【指摘】</p>	<p>台帳の整備を行うとともに、定期的に実地たな卸を行う必要がある。また貸出図書については定期もしくは随時点検を行い、管理を徹底する必要がある。 (P79)</p>	<p>農業関係の3機関は次のような理由により、統合を検討する必要があると考える。 ・連携の強化による試験研究の成果向上 ・事務部門の効率化、コスト削減 ・基本方針、基本計画、単年度計画は既に3機関一体となっている ・知的財産権管理委員会も既に3機関一体となって開催 ・農業関係試験研究機関評価部会も既に3機関一体で実施 ・組織が別々となっている弊害が一部顕在化 (P86)</p>
<p>61 G. 古川農業試験場 1. 農業関係の試験研究機関の統合 【意見】</p>	<p>積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。 (P86)</p>	<p>平成28年度に「農業関係試験研究機関のあり方に関する検討会」を立ち上げ、その中で統合の要否について検討を実施した。</p>
<p>62 G. 古川農業試験場 2. 活動実績の積極的な公表 【意見】</p>	<p>基本計画・年度計画や外部評価委員会の結果は、当研究機関のホームページにその事実の説明を掲載するとともに、農業・園芸総合研究所が公開しているホームページへのリンクを貼ることが積</p>	<p>一年間の研究成果を含めた活動実績を取りまとめた業務年報をホームページに掲載した。順次追加していく予定である。</p>
<p>63 G. 古川農業試験場 3. 基本計画、年度計画、外部評価結果等の積極的な公</p>	<p>基本計画・年度計画や外部評価委員会の結果は、当研究機関のホームページにその事実の説明を掲載するとともに、農業・園芸総合研究所が公開しているホームページへのリンクを貼ることが積</p>	<p>外部評価委員会等の結果については、ホームページの研究成果に業務評価の項目を追加し、農業・園芸総合研究所が公開しているホームページへのリンクを貼った。</p>

<p>表 【意見】</p>	<p>極的な情報公開のためには望ましい。 (P86)</p>	
<p>64 G. 古川農業試験場 4. 稲育成品種種子の販売に関する事務手続 (1) 代金納入後の種子の引渡しの際 【指摘】</p>	<p>代金回収を確実にするため、配付要綱に従い、代金納入確認後に種子を配付すべきである。 (P87)</p>	<p>配付要綱に従い、代金納入確認後に種子を配付するようにした。</p>
<p>65 G. 古川農業試験場 4. 稲育成品種種子の販売に関する事務手続 (2) 受領報告書の未入手 【指摘】</p>	<p>種子を配付したことを明確にするため、配付要綱に従い、受領報告書の提出を徹底すべきである。 (P87)</p>	<p>配付要綱に従い、受領報告書を提出するよう指導を徹底した。</p>
<p>66 G. 古川農業試験場 4. 稲育成品種種子の販売に関する事務手続 (3) 販売実績報告書の未入手 【指摘】</p>	<p>申請者と利用許諾契約を締結している場合は許諾料の積算根拠資料とするため、利用許諾契約を締結していない場合は種子の転売をしないことを確認する根拠資料とするため、配付要綱に従い、実績報告書の提出を申請者に対して求めるべきである。 (P87)</p>	<p>種子配布の要望があった際に、配布要綱を説明し、実績報告書の提出を指導した。 更に、生産物(米)の販売実績に基づき、実績報告書の提出を指導する。</p>
<p>67 G. 古川農業試験場 5. 書面による再委託の承認</p>	<p>再委託等が行われないように委託の項目を整理する、または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業</p>	<p>平成28年度古川農業試験場及び農業大学校水田経営学部守舎等給排水衛生設備保守点検業務において、一部再委託の承認を行った。</p>
<p>【指摘】</p>	<p>者に対し書面により承諾を行う必要がある。 (P88)</p>	
<p>68 G. 古川農業試験場 6. 備品整理票による物品表示の徹底 【指摘】</p>	<p>適正な備品管理および照合に資するため、備品整理票は可能な限り添付し、適切に更新されるべきである。 (P88)</p>	<p>整理票が添付されていなかった備品(3件)には整理票を添付し、整理票の更新が必要な備品(1件)は整理票を更新した。</p>
<p>69 G. 古川農業試験場 7. 備品台帳による財産管理の徹底 【指摘】</p>	<p>適正な備品管理に資するため、備品台帳は正確に記載を行い、適切に更新されるべきである。 (P89)</p>	<p>備品現物と備品台帳(平成28年3月末現在)を照合確認するよう、平成28年8月8日に場内各部へ指示し、備品台帳を更新するようになった。</p>
<p>70 G. 古川農業試験場 8. 備品の照合確認の実施 【指摘】</p>	<p>規則に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。 (P90)</p>	<p>平成29年3月31日までに備品台帳を更新し、使用備品等の適切な照合確認を行った上で報告するようになった。</p>
<p>71 G. 古川農業試験場 9. 図書管理の徹底 【指摘】</p>	<p>蔵書は、少額であっても、県の財産を構成するものであるため、資産管理は重要である。適切な貸出管理および在庫管理を行うべきである。 (P90)</p>	<p>図書委員会を平成28年6月に開催し、職員への貸出簿への記入の徹底を図った。また、蔵書の在庫を確認し管理を行った。</p>
<p>72 G. 古川農業試験場 10. 農薬の毒劇物の実地たな卸の実施 【指摘】</p>	<p>内規に従い、適時に実地たな卸を行うべきである。 (P90)</p>	<p>毒劇物管理のための「古川農業試験場毒劇物危害防止要領」を平成28年5月13日に改正し農薬の毒劇物について年2回、9月末と3月末に棚卸しを実施することとした。普通物農薬についても年1回9月末に棚卸しを行うこととした。</p>
<p>73 G. 古川農業試験場</p>	<p>内規に従い、適時に実地たな卸を行うべきである。</p>	<p>毒劇物管理のための「古川農業試験場毒劇物危害防止要領」を平</p>

<p>11. 農業以外の毒劇物の実地たな卸の実施【指摘】</p>	<p>(P90)</p>	<p>成28年5月13日に改正し試業等の毒劇物について年2回9月末と3月末に棚卸しを実施することとした。</p>	<p>【意見】</p>	<p>ページへのリンクを貼ることが積極的な情報公開のためには望ましい。 また、ホームページで情報公開されているものが少ない状況となっている。当研究機関にはホームページを活用した、より積極的な情報公開が望まれる。(P100)</p>	<p>貼った。</p>
<p>74 G. 古川農業試験場 12. 電子記録媒体(USBメモリ)管理台帳の更新【指摘】</p>	<p>管理台帳の更新を漏らさない体制を構築するとともに、適宜最新の台帳による管理を行うべきである。(P91)</p>	<p>各部で管理している管理台帳について、年2回(4月と10月)確認することとした。</p>	<p>78 H. 畜産試験場 6. 請求書、納品書の日付の記載漏れ【指摘】</p>	<p>業者に対し、請求書、納品書には日付を記載するよう指導すべきである。また、日付が記載されていない請求書、納品書が提出された場合には日付を記載の上再提出するよう求めることが必要である。(P100)</p>	<p>平成27年度後半から、日付を記載せずに請求書等を提出した業者には、随時記載するよう指導を徹底している。</p>
<p>75 H. 畜産試験場 1. 農業関係の試験研究機関の統合【意見】</p>	<p>農業関係の3機関は次のような理由により、統合を検討する必要があると考える。 ・連携の強化による試験研究の成果向上 ・事務部門の効率化、コスト削減 ・基本方針、基本計画、単年度計画は既に3機関一体となっている ・知的財産権管理委員会も既に3機関一体となって開催 ・農業関係試験研究機関評価部会も既に3機関一体で実施 ・組織が別々となっている弊害が一部顕在化(P98)</p>	<p>平成28年度に「農業関係試験研究機関のあり方に関する検討会」を立ち上げ、その中で統合の要否について検討を実施した。</p>	<p>79 H. 畜産試験場 7. 書面による再委託の承認【指摘】</p>	<p>再委託等が行われないように委託の項目を整理する、または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業者に対し書面により承諾を行う必要がある。(P101)</p>	<p>平成28年度から、業者から再委託の申請があり、必要と認められる場合には、書面による承諾を行っている。</p>
<p>76 H. 畜産試験場 4. 活動実績の積極的な公表【意見】</p>	<p>業務年報を積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。(P100)</p>	<p>畜産試験場のホームページに、平成28年8月から「畜産試験場成績書・年報」について掲載した。</p>	<p>80 H. 畜産試験場 8. 自動販売機設置業者の公募選定の実施【指摘】</p>	<p>無償で自動販売機を設置しながら、収入を得ている現状は、同団体に対する実質的な隠れ補助金と言わざるを得ず、妥当ではない。自動販売機設置に当たっては、原則どおり、公募を行う必要がある。(P101)</p>	<p>平成28年度の自動販売機設置分から、設置業者の決定は公募により行っている。</p>
<p>77 H. 畜産試験場 5. 基本計画、年度計画、外部評価結果等の開示</p>	<p>基本計画・年度計画や外部評価委員会の結果は、当研究機関のホームページにその事実の説明を掲載するとともに、農業・園芸総合研究所が公開しているホームページに、</p>	<p>畜産試験場のホームページに、平成28年8月及び9月に、農業・園芸総合研究所のホームページの「農業試験研究推進構想」及び「業務評価」のページへのリンクを</p>	<p>81 H. 畜産試験場 9. 備品台帳による財産管理の徹底【指摘】</p>	<p>適正な備品管理に資するため、備品台帳は正確に記載を行い、適切に更新されるべきである。(P102)</p>	<p>対象備品については、平成28年3月に備品台帳に登録し、整理済である。</p>

<p>82 H. 畜産試験場 10. 備品の照合確認の実施【指摘】</p>	<p>規則に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。(P102)</p>	<p>備品台帳については、平成28年3月までに照合確認を行い、同年5月に財務規則第144条に基づく報告を行っている。</p>
<p>83 H. 畜産試験場 11. 図書の実地たな卸の実施【指摘】</p>	<p>蔵書は、少額であっても、県の財産を構成するものであるため、資産管理は重要である。適切な在庫管理を行うべきである。(P102)</p>	<p>平成28年1月から、配架している図書を整理し、目録を作成した。</p>
<p>84 H. 畜産試験場 12. 電子記録媒体(USBメモリ)の台帳管理の徹底【指摘】</p>	<p>網羅的な管理台帳の整備を行うとともに、適宜更新の上最新の台帳による管理を行うべきである。(P103)</p>	<p>平成27年7月から、電子記録媒体(USBメモリ)の管理台帳を整備し適切に管理している。</p>
<p>85 H. 畜産試験場 13. 電子記録媒体(USBメモリ)の使用目的及び使用期間の見直し【意見】</p>	<p>情報を紛失するリスクを低下させる観点から、物理的に容易に情報を持ち出せる状況はなるべく避けるべきである。使用目的に照らし必要な期間があれば適宜返却し、必要な場合のみ貸与を受けける形が望まれる。 なお、バックアップ目的での使用は控えた方が望ましい。(P103)</p>	<p>平成28年3月から、電子記録媒体(USBメモリ)は必要な場合のみの貸出しとし、貸出しの際に使用目的・期間等の確認を実施している。</p>
<p>86 I. 林業技術総合センター 4. 研修の満足度調査の実施と文書化【意見】</p>	<p>実施した研修を自己評価するとともに、次回の研修に向けて改善すべき点がないかを把握するため有用な情報となるので、受講者からのアンケートを毎回取り、その結果を活用することが望まれる。また、受講者からの意見・要望等の聞き取り内容は記録に残し、活用することが望まれる。(P110)</p>	<p>研修実施の際には、受講者アンケートを実施することを基本としていたが、一部実施していなかったため、全ての研修において受講者アンケートを実施し、研修内容の改善の参考としている。</p>
<p>87 I. 林業技術総合センター 7. 領収証の管理 (1) 領収証綴りの管理台帳の作成【指摘】</p>	<p>不正使用の防止・発見のためには、領収証綴り自体の受払管理簿を作成して、金庫に保管されているべき領収証綴りの冊数を把握できるようにするとともに、最低年1回程度は発行者の出席者が領収証綴りの保管状況を確認し、確認した証跡を残すべきである。(P112)</p>	<p>受払管理簿を作成し、使用の度に管理者が確認印を押印して確認することとし、金庫内の在庫の確認も行うよう改善した。</p>
<p>88 I. 林業技術総合センター 7. 領収証の管理 (2) 連番管理の徹底【指摘】</p>	<p>不正使用の防止・発見のためには、使用開始前である購入時に全ての領収証綴りの領収書に連番を記入すべきである。その上で、領収書綴り1冊を全て使用したときは、発行者の出席者が連番に抜けがないことを確認し、確認した証跡を残すべきである。(P112)</p>	<p>新たに連番入りの領収証に改め、連番抜けのないことについても管理者が使用の度に確認印を押印して確認することとした。</p>
<p>89 I. 林業技術総合センター 7. 領収証の管理 (3) 書き損じ等の仕損処理【指摘】</p>	<p>領収証の不正使用を防止するために、仕損処理を徹底する必要がある。 また、領収証不正使用防止のため、仕損となった領収証も保管を徹底する必要がある。(P112)</p>	<p>領収証の仕損処理は、財務規則において斜線朱書き及び「廃棄」と記載の上、使用済みの領収証と同様に保存しなければならぬ旨定められており、これに従った処理を行うように改善した。</p>
<p>90 I. 林業技術総合センター 7. 領収証の管理 (4) 未交付領収証の仕損処理【指摘】</p>	<p>不正使用防止のために未交付となった領収証は仕損処理する必要がある。(P112)</p>	<p>未交付となった領収証についても、仕損処理を行うようにした。</p>
<p>91 J. 水産技術総合センター</p>	<p>当研究機関の活動計画を積極的に発信し、県民の理解を推進する</p>	<p>推進構想に基づき平成28年度水産関係試験研究計画を策定し、予</p>

<p>1. 年度計画の公表と収支予算の記載 【意見】</p>	<p>ためには、年度計画をホームページに掲載することが望まれる。また、年度計画には収支予算が記載されていないが、収支予算は各試験研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報であり、年度計画には各試験研究機関の収支予算を掲載して開示すべきである。 (P121)</p>	<p>算額と共にホームページに掲載した。</p>
<p>92 J. 水産技術総合センター 2. 活動実績の積極的な公表 【意見】</p>	<p>当研究機関の活動実績を積極的に発信し、県民の理解を推進するためには、業務年報を作成してホームページに掲載することが望まれる。 また、試験研究成果の要旨を取りまとめた各年度の要旨集を適時に発行し、ホームページに掲載することが望まれる。 論文は積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民等に公表することが望まれる。 当研究機関の基本計画である「推進構想」の附属資料は当研究機関の活動実績をまとめた有用な情報であり、附属資料についてもホームページに掲載することが望まれる。 最後に、収支決算額は当研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報である。ホームページには収支決算額を掲載すべきである。 (P121)</p>	<p>業務年報にあたるものとして試験研究成果要旨集を作成する。平成24～26年度版の試験研究成果要旨集は平成28年3月に発行した。平成27年度版は、収支決算資料等を新たに掲載して、平成29年3月に発行する。 最新号である「宮城県水産研究報告第16号」をホームページに掲載した。また、平成27年度試験研究成果要旨については、平成29年3月にホームページに掲載する。 「推進構想」の附属資料については、追加掲載した。</p>
<p>93 J. 水産技術総合センター 3. 知的財産の利用促進策</p>	<p>知的財産の第三者利用を促進し、県の財政に寄与するという観点から、ホームページに掲載してPRすることが望まれる。</p>	<p>当センターのホームページに知的財産関係項目を掲載し、新産業振興課のホームページにリンクして、当センター及び他の県機関分</p>
<p>94 【意見】</p> <p>J. 水産技術総合センター 4. 水産業関係試験研究機関評価部会の事後評価の実施時期 【意見】</p>	<p>(P122)</p> <p>事前評価と事後評価の両方を適時に実施するためには、評価部会の開催を年1回とするのではなく、他の試験研究機関と同様に年2回開催することにより、翌年度のできる限り早い時期に事後評価を行うことが望ましい。 (P122)</p>	<p>の特許内容が見られるようにした。 平成27年度から年2回開催するように変更して、平成26年度終了事業の事後評価は予定を前倒しして平成27年12月に、平成28年度新規事業の事前評価及び平成27年度終了事業の事後評価は平成28年3月に実施した。なお、平成28年度終了事業の事後評価は平成29年5月に実施することとしている。</p>
<p>95 J. 水産技術総合センター 5. 水産業関係試験研究機関評価部会の機関評価の実施時期 【指摘】</p>	<p>研究課題の評価は平成24年度には再開し、その後は毎年実施しては再開し、合わせて機関評価も実施すべきであったと考えられる。 評価指針の趣旨を達成するため、速やかに機関評価を実施する必要がある。 (P122)</p>	<p>平成28年7月に、機関評価を実施した。</p>
<p>96 J. 水産技術総合センター 6. 商品引渡し前の売買契約の締結 【指摘】</p>	<p>エゾアロピド稚貝売却時には引渡し前に契約を締結するという契約締結ルールを明確化し、それに基づき事務処理を実施すべきである。 (P123)</p>	<p>稚貝売却等の年間計画の情報は関係職員で共有し、売買事案については所内連絡調整会議に諮り、関係職員が契約関係についてもチェックできる体制をとり、関係規程を遵守し、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>97 J. 水産技術総合センター 7. 請求書、納品書の日付の記載漏れ 【指摘】</p>	<p>業者に対し、請求書、納品書には日付を記載するよう指導すべきである。また、日付が記載されていない請求書、納品書が提出された場合には日付を記載の上再提出するよう求めることが必要である。 (P124)</p>	<p>納品書と請求書を同時に持参する業者については、検品後、必ず業者が日付を記入するようにした。宅配等で納品する業者については、日付未記入場合は、記入したものを再提出してもらうようにした。</p>
<p>98 J. 水産技術総合センター 8. 庁舎清掃業務</p>	<p>委託業者が契約に定められた清掃を実施し、当研究機関がそれを確認することをも可能にするため、委託業者に対し、業務実施報告書</p>	<p>関係規程及び委託契約書に基づき、受託者から業務実施報告書の提出を受け、履行確認をしてから支出することを徹底する。</p>

<p>(1) 業務実施報告書の提出 【指摘】</p>	<p>の提出を求めなければならない。 (P125)</p>	<p>契約書において、再委託の禁止及び再委託が必要な場合の手続きを明確にする。また、入札段階での仕様書にも再委託が必要な場合の続きを明記した。</p>
<p>99 J. 水産技術総合センター 8. 庁舎清掃業務 (2) 書面による再委託の承認 【指摘】</p>	<p>再委託等が行われないように委託の項目を整理する。または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業者に対し書面により承諾を行う必要がある。 (P125)</p>	<p>契約書に記載のとおり、毎月警備状況報告書の提出を受け、支払いの際はこれらの警備状況を確認して支出することを徹底する。</p>
<p>100 J. 水産技術総合センター 9. 業務完了届出書の提出 【指摘】</p>	<p>仕様書に定めるとおり、委託業者に対し警備状況報告書の提出を求めることが必要である。 (P125)</p>	<p>備品の一部に備品整理票がなかったものについては、すでに整理票を貼付した。なお、指摘があった応接用椅子と冊子「沿岸の環境園」は津波で流失したもので、すでに必要な事務処理を完了した。</p>
<p>101 J. 水産技術総合センター 10. 備品整理票の添付の徹底 【指摘】</p>	<p>適正な備品管理および照合に資するため、備品整理票は可能な限り添付するべきである。 (P126)</p>	<p>津波による流失や震災により廃棄処分したのもも多く、備品台帳と不整合があったが、平成29年1月末日に備品台帳を整備した。今後は再照合及び定期の照合を確実に実施し、規程等に則った適正管理に努めていく。</p>
<p>102 J. 水産技術総合センター 11. 備品台帳による財産管理の徹底 【指摘】</p>	<p>適正な備品管理に資するため、備品台帳は正確に記載を行い、適切に更新されるべきである。 (P126)</p>	<p>規程に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。 (P127)</p>
<p>103 J. 水産技術総合センター 12. 備品の照合確認の実施 【指摘】</p>	<p>規程に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。 (P127)</p>	<p>今後は、規程に基づき定期的に現物の確認を行うなど適正管理に努めていく。</p>
<p>104 J. 水産技術総合センター 13. 図書管理の徹底 【指摘】</p>	<p>少額であっても、図書も県の財産を構成するものであり資産管理は重要である。適切な貸出管理および在庫管理を行うべきである。 (P127)</p>	<p>図書の適正な管理を目的に「宮城県水産技術総合センター図書管理規程」を平成28年9月に策定した。今後は、この規程に基づき、本所と2支所、付属施設、漁業調査指導船における図書の在庫管理等適切に行っていく。</p>
<p>105 J. 水産技術総合センター 14. 毒劇物保管庫の鍵の管理の徹底 【指摘】</p>	<p>毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物保管庫の鍵の管理は重要である。鍵貸出簿の運用は厳密に行うべきである。 (P127)</p>	<p>「宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程」の遵守について全所員に注意喚起し、薬品の使用量及び残重量は必ず計測して、使用の明細を記録するよう徹底した。なお、同規程について、施設増等に伴い一部改正を行った(平成28年4月1日一部改正)。</p>
<p>106 J. 水産技術総合センター 15. 毒劇物の購入に関する管理台帳作成の徹底及び適切な保管 【指摘】</p>	<p>毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の管理は重要である。管理台帳の運用および決められた保管庫での保管を徹底すべきである。 (P128)</p>	<p>毒劇物管理台帳は指定した場所に提示し、毒劇物の購入、移し替える際は、必ず毒劇物管理責任者が、毒劇物管理台帳に記載するよう改めて徹底した。毒劇物保管について、保管庫以外に放置されていることのないように使用者に周知徹底するとともに、毒劇物管理責任者が常にチェックすることとしている。</p>
<p>107 J. 水産技術総合センター 16. 毒劇物保管庫の施設の徹底 【指摘】</p>	<p>毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物保管庫の施設は重要である。毒劇物はすべて施錠された保管庫に保管されるべきである。 (P128)</p>	<p>施錠されていない保管庫に格納してあった毒劇物については、速やかに施錠機能のある毒劇物保管庫に移し、同時に毒劇物管理台帳に記載し数量等を確認した。現在は、指定する保管庫への保管を徹底するとともに、保管庫の鍵は毒劇物管理責任者が厳密に管理している。</p>
<p>108 J. 水産技術総合センター</p>	<p>毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の管理は重要</p>	<p>一部遺漏のあった毒劇物管理台帳への記載について、確認の上補</p>

17. 毒劇物の使用に関する管理台帳作成の徹底 【指摘】	である。管理台帳の運用は厳密に行うべきである。(P128)	正するとともに、改めて、毒劇物管理責任者に対して毒劇物購入の際の毒劇物管理台帳への記載や、移し替えの際には必ず薬品の重量を計測して記載するなど適正な取り扱いについて指導を徹底した。
109 J. 水産技術総合センター 18. 毒劇物の実地たな卸の徹底 【指摘】	毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の現物管理は重要である。定期的な現物確認は徹底すべきである。(P128)	規程に基づき四半期末に現物確認を行うこととしているが、毒劇物管理台帳及び保管庫貸出簿に次のたな卸し予定日を明記し、現物確認の確実な実施と関係者への注意喚起を行っている。
110 J. 水産技術総合センター 19. 毒劇物保管容器への管理番号の表示の徹底 【指摘】	毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の現物管理は重要である。容器への管理番号の表示を徹底すべきである。(P129)	規程に基づき、全ての容器又は被包に管理番号を表示した。
111 J. 水産技術総合センター 20. 毒劇物の実地たな卸時の確認単位の見直し 【指摘】	毒劇物による危害の防止等を図るためにも、容器の本数単位での数量確認では不十分で、グラム単位あるいはリットル単位での数量確認が必要と考える。(P129)	たな卸し(現物確認)の際は、未開封のものを除き、薬品の重量または容量を測定して管理した。
112 J. 水産技術総合センター 21. 電子記録媒体(USBメモリ)管理台帳の作成 【指摘】	当研究機関が使用しているUSBメモリについては、漏れなく管理する体制を構築するべきである。(P129)	所内で使用するUSBメモリは、平成18年9月1日付け宮城県情報セキュリティ対策本部長通知に基づき、私有物の業務利用がないように管理を徹底する。公用USBメモリは、同通知に基づき管理台帳を作成し、管理している。

○宮城県監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。
平成29年3月31日

宮城県監査委員 齋藤正美	宮城県監査委員 坂下賢	宮城県監査委員 工藤鏡子	宮城県監査委員 成田由加里
--------------	-------------	--------------	---------------

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
下記2のとおり。

2 監査結果

平成27年度の出納その他の事務の執行について実施しました。その結果、公表すべき指摘事項があった場合には、「監査の結果等」の欄に記載しました。また、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

団体名	実施年月日	監査の結果等
公立大学法人 宮城大学	28. 11. 18	<p>1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づき大学の設置運営、公開講座による学習機会の提供、研究成果の普及・活用事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 15,515,895,651円(出資割合100.0%) 〔補助金〕 公立大学法人宮城大学施設災害復旧事業補助金等 1,848,347円</p> <p>〔交付金〕 公立大学法人宮城大学運営費交付金 2,333,633,630円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
宮城県土地開発公社	29. 1. 13	<p>1 団体の事業概要 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地等の取得、管理、処分及び工業団地の造成等を行っている。</p>

		<p>2 県の財政的援助等の内容</p> <p>〔出資金〕 50,000,000円 (出資割合100.0%)</p> <p>〔負担金〕 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 1,797,189円</p> <p>〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成27年度末残高 2,668,000,000円</p> <p>〔債務保証〕 債務保証契約に係る平成27年度末借入金残高 2,822,850,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県環境事業公社</p>	<p>28. 11. 8</p>	<p>1 団体の事業概要 県内より排出される産業廃棄物理立処分の実施、処分場の維持管理及び循環型社会形成事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 50,000,000円 (出資割合33.3%)</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会</p>	<p>29. 1. 17</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉事業の企画・調査・普及等、社会福祉法に基づき第一種及び第二種事業、社会福祉事業従事職員の養成・研修、その他地域福祉の推進を目的とした各種事業を行うほか、宮城県船形コロニー等の指定管理業務を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 10,000,000円 (出資割合90.9%)</p> <p>〔補助金〕 宮城県社会福祉協議会補助金等 348,347,129円</p> <p>〔負担金〕 宮城県社会福祉大会負担金等 227,538円</p> <p>〔公の施設の管理〕 宮城県船形コロニー 1,191,712,180円 宮城県七ツ森希望の家 107,672,878円 宮城県啓佑学園 304,069,383円</p>
<p>宮城県第二啓佑学園 宮城県接養寮 宮城県介護研修センター</p>	<p>209,995,573円 69,423,248円 33,200,000円</p>	<p>3 監査の結果 (1) 緊急小口資金特例貸付金償還金において、多額の長期未収金が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。 (2) 財産の管理において、目的以外に使用しているものが認められたので、改善を図る必要がある。</p>
<p>地方独立行政法人 宮城県立病院機構</p>	<p>28. 11. 15</p>	<p>1 団体の事業概要 県立3病院を運営し、高度・専門医療を提供するとともに、県内における医療水準の向上を図るため、医療に関する調査及び研究を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 174,353,108円 (出資割合100.0%)</p> <p>〔補助金〕 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金等 19,214,000円</p> <p>〔負担金〕 運営費負担金 4,120,146,311円</p> <p>〔貸付金〕 短期貸付金 500,000,000円 長期貸付金に係る平成27年度末残高 8,734,386,577円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 みやぎ産業振興機構</p>	<p>29. 1. 11</p>	<p>1 団体の事業概要 中小企業等の経営革新及び創業の促進並びに経営基盤強化等を図るため、中小企業の販路開拓、人材育成等の支援事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,776,776,000円 (出資割合74.6%)</p> <p>〔補助金〕 県中小企業支援センター事業補助金等 359,714,205円</p> <p>〔負担金〕 産学官連携フェアマヤぎ共催負担金 200,000円</p> <p>〔貸付金〕</p>

<p>公益財団法人 宮城県国際化協会</p>	<p>29. 1. 13</p>	<p>1 団体の事業概要 多文化共生と県民主体の国際交流及び国際協力活動を促進するとともに、市町村及び各種国際交流団体の連絡調整や援助等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 750,000,000円 (出資割合71.8%) 〔補助金〕 国際交流事業補助金 335,300,000円 3 監査の結果 (1) 理事会での承認等が必要となる重要な取引において、適正なガバナンスが確保されていないと認められたので、改善を図る必要がある。 (2) 一般正味財産増減額が6期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。</p>	<p>短期貸付金 435,000,000円 長期貸付金に係る平成27年度末残高 92,532,029,578円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成27年度未借入金残高 255,916,800円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>一般財団法人 みやぎ産業交流センター</p>	<p>29. 1. 11</p>	<p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、会議、イベント、大会等の開催及び産業情報の提供等の諸活動を行うほか、みやぎ産業交流センターの指定管理業務を利用料金制により行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円 (出資割合50.6%) 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター 0円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>ター 貿易港物流ターミナルの賃貸事業及び社有地の貸付事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 710,000,000円 (出資割合32.5%) 3 監査の結果 期末において、累積欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>
<p>株式会社 仙台港貿易促進セン</p>	<p>28. 11. 9</p>	<p>1 団体の事業概要 貿易促進による地域経済の活性化等のため、仙台国際</p>	<p>公益財団法人 みやぎ林業活性化基 金 29. 1. 24 1 団体の事業概要 森林の公益的機能の維持・増進を図るため、森林の適正な管理に関する啓発指導、就労条件改善対策事業及び林業労働力確保支援センターに関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p>
<p>公益財団法人 翠生農学振興会</p>	<p>28. 11. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 農水産業及び食産業の育成発展を図るため、農学に関する研究成果や農学情報の提供、農学研究者等に対する助成事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 35,000,000円 (出資割合35.0%) 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかったものの、下記「3 監査意見」とおり、組織の在り方について抜本的な見直しを行う必要がある。</p>	
<p>一般社団法人 宮城県畜産協会</p>	<p>28. 11. 24</p>	<p>1 団体の事業概要 畜産経営の安定的発展及び畜産振興のため、畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策・品質改善指導等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 147,500,000円 (出資割合57.5%) 〔補助金〕 肉用牛価格安定対策事業補助金等 31,600,100円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	

	<p>〔出資金〕 250,000,000円 (出資割合49.9%) 〔補助金〕 森林整備担い手対策基金事業補助金等 13,737,022円 3 監査の結果 (1) 正味財産増減計算書において、指定正味財産増減の部に計上すべき基本財産評価損益等が投資有価証券評価損益等として経常増減の部に計上されていたものが認められたので、改善を図る必要がある。 (2) 一般正味財産増減額が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。 (3) 財務諸表において、計数、勘定科目が著しく不適正なものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。</p>	財団	<p>め、各種振興事業、啓蒙普及事業を行うほか、宮城県総合運動公園等の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円 (出資割合50.0%) 〔補助金〕 自転車競技場運営管理費補助金等 12,495,252円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園 576,886,000円 宮城県宮城野原公園総合運動場 13,544,000円 宮城県第二総合運動場 601,171,000円 (3施設とも共同企業体の一員) 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県フエリー埠頭 公社</p>	<p>28. 11. 9 1 団体の事業概要 仙台空港港におけるフエリー埠頭の建設、改良及び維持管理に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 20,000,000円 (出資割合100.0%) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成27年度末残高 249,507,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>一般社団法人 みやぎ医療福祉情報 ネットワーク協議会</p>	<p>28. 12. 20 1 団体の事業概要 地域医療福祉情報の電子化・共有化の促進及びネットワークに関する研究や技術開発等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 医療連携情報基盤ネットワーク等整備事業補助金等 413,702,504円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>仙台空港鉄道 株式会社</p>	<p>28. 11. 8 1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行・管理等の事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円 (出資割合52.9%) 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成27年度末残高 7,709,000,000円 3 監査の結果 期末において、累積欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p>	宮城県商工会連合会	<p>28. 12. 15 1 団体の事業概要 各地区商工会の相談、指導及び連絡調整を行い、商工業の振興に寄与する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 小規模事業経営支援事業費補助金 1,498,945,477円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>公益財団法人 宮城県スポーツ振興</p>	<p>29. 1. 17 1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るた</p>	株式会社 東北ダイケン	<p>28. 12. 13 1 団体の事業概要 総合ビルメンテナンス事業等を行っており、加瀬沼公園等の指定管理業務を行っている。</p>

<p>2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 加瀬沼公園 仙台港多賀城地区緩衝緑地 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設 （中央公園及びリバーウオーク） 岩沼海浜緑地 17,000,000円</p> <p>3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>29. 1. 17</p> <p>1 団体の事業概要 環境衛生施設や公害防止プラント等の維持管理業務等を行っており、阿武隈川下流域下水道施設の指定管理業務を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 阿武隈川下流域下水道施設 1,369,473,902円 3 県の援助等の趣旨に沿って執行されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>29. 1. 24</p> <p>1 団体の事業概要 地域農業の振興を図るため、農地保有合理化、農畜産業の基盤整備及び生産支援、優良種子・種苗の生産・供給、担い手育成・確保等の事業を行うほか、宮城県岩出山牧場の指定管理業務を行っている。 2 前回監査指摘事項の内容 （1）正味財産が出資金を下回っていると認められたので、経営改善を図る必要がある。 （2）牧場経営（白石牧場、牡鹿牧場）の改善が図られていないと認められたので、抜本的な見直しや改善を図る必要がある。 （3）農地保有合理化事業及びWCS収穫調整・供給事業において、長期未収金が認められたので、引き続き適切な債権管理を図る必要がある。 （4）工事請負代金において、支払遅延が認められたので、改善を図る必要がある。 （5）受注工事の下請負（外注注文）において、発注者の承諾を得ないで工事を請け負わせていると認められたので、改善を図る必要がある。</p>	<p>(6) 立替金において、不明瞭な事務処理が認められたので、改善を図る必要がある。 3 監査の結果 前回監査指摘事項について、今後も検討を進めなければならぬ課題はあるが、概ね改善されており、公表すべき指摘事項はなかった。</p>		
<p>3 監査意見 地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査意見を付す。 （1）所管課 農林水産部農業振興課 （2）対象団体 公益財団法人 翠生農学振興会 （3）意見 当該団体については、平成27年5月29日付け農振第184号「平成26年度財政的援助団体等監査意見に係る対応について」で報告があったが、事業活動の拡充、実施体制の改善、収入確保策の改善ともに改善の方向性としては評価できるものの、改善策の実行状況は十分とは言えない状況にあり、引き続き組織の在り方について抜本的な見直しを行う必要がある。 ○宮城県監査委員告示第10号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年11月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。 平成29年3月31日</p>	<table border="1"> <tr> <td>1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関 ○総務部 地方機関 公文書館</td> <td>宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員</td> <td>齋 藤 正 美 坂 下 賢 賢 工 藤 鏡 子 成 田 由 加里</td> <td>監査実施日 1月6日 1月17日 1月25日 1月13日</td> </tr> </table>	1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関 ○総務部 地方機関 公文書館	宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員	齋 藤 正 美 坂 下 賢 賢 工 藤 鏡 子 成 田 由 加里	監査実施日 1月6日 1月17日 1月25日 1月13日
1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施機関 ○総務部 地方機関 公文書館	宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員 宮城県監査委員	齋 藤 正 美 坂 下 賢 賢 工 藤 鏡 子 成 田 由 加里	監査実施日 1月6日 1月17日 1月25日 1月13日		

北部県税事務所 (選挙管理委員会北部地方支局を含む。)	1月18日	大河原土木事務所	1月27日
北部県税事務所栗原地域事務所	1月18日	仙台土木事務所	2月14日
気仙沼県税事務所 (選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。)	2月8日	北部土木事務所	1月18日
○環境生活部		東部土木事務所	1月24日
地方機関		気仙沼土木事務所	2月8日
保健環境センター	1月12日	大崎地方ダム総合事務所	3月2日
環境放射線監視センター	2月16日	○教育庁	
○保健福祉部		地方機関	
地方機関		大河原教育事務所	3月1日
気仙沼保健福祉事務所	2月7日	仙台教育事務所	2月10日
中央児童相談所	2月2日	総合教育センター	2月2日
北部児童相談所	1月18日	美術館	2月15日
女性相談センター	2月27日	松島自然の家	1月24日
さわらび学園	1月17日	仙台第一高等学校	1月24日
リハビリテーション支援センター	1月31日	仙台第二高等学校	1月25日
○経済商工観光部		仙台第三高等学校	3月6日
地方機関		角田高等学校	1月27日
大阪事務所	2月16日	宮城第一高等学校	3月8日
大河原地方振興事務所	1月19日	仙台二華高等学校	1月12日
仙台地方振興事務所	2月16日	仙台二華中学校	1月12日
北部地方振興事務所	1月18日	仙台三桜高等学校	3月2日
東部地方振興事務所	1月16日	石巻好文館高等学校	1月25日
気仙沼地方振興事務所	2月7日	古川黎明高等学校	2月28日
白石高等技術専門学校	2月28日	古川黎明中学校	2月28日
仙台高等技術専門学校	2月24日	岩出山高等学校	1月10日
石巻高等技術専門学校	3月2日	浦谷高等学校	3月6日
○農林水産部		岩ヶ崎高等学校	2月27日
地方機関		佐沼高等学校	3月6日
仙台家畜保健衛生所	2月14日	登米高等学校	3月10日
○土木部		中新田高等学校	2月27日
地方機関		名取北高等学校	3月3日

泉松陵高等学校	3月6日	仙台北警察署	3月8日
仙台西高等学校	1月13日	仙台東警察署	3月6日
泉館山高等学校	1月6日	泉警察署	3月3日
利府高等学校	1月11日	岩沼警察署	1月16日
石巻西高等学校	1月31日	大和警察署	2月1日
仙台東高等学校	3月1日	気仙沼警察署	1月24日
富谷高等学校	1月25日	佐沼警察署	1月10日
宮城野高等学校	3月9日	南三陸警察署	1月10日
蔵王高等学校	3月9日	遠田警察署	1月13日
追桜高等学校	1月10日	若柳警察署	1月23日
柴田農林高等学校	1月10日	築館警察署	1月10日
伊具高等学校	3月2日	加美警察署	2月28日
加美農業高等学校	2月16日	大河原警察署	1月26日
小牛田農林高等学校	2月16日	白石警察署	1月16日
南郷高等学校	2月27日	角田警察署	1月24日
本吉響高等学校	2月23日	亘理警察署	1月26日
工業高等学校	1月11日	2 監査結果	
石巻工業高等学校	3月6日	平成27年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
光明支援学校	3月1日	その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
拓桃支援学校	3月6日	(1) 仙台南県税事務所	
山元支援学校	1月13日	県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。	
金成支援学校	1月13日	(内容)	
気仙沼支援学校	2月16日	・平成27年度収入未済額	
古川支援学校	2月2日	現年度分 120,565,932円	
支援学校小牛田高等学園	2月13日	過年度分 261,987,117円	
利府支援学校	1月31日	合 計 382,553,049円	
小松島支援学校	3月3日	・平成26年度収入未済額	
○警察本部		現年度分 114,470,016円	
地方機関			
仙台中央警察署	2月15日		
仙台南警察署	1月25日		

報 告 書 公 報 報 告 書

過年度分 271,009,386円
合 計 385,479,402円

(2) 仙台中央県税事務所
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 941,910,857円
過年度分 1,175,622,329円
合 計 2,117,533,186円

・平成26年度収入未済額

現年度分 915,028,595円
過年度分 1,471,741,520円
合 計 2,386,770,115円

(3) 仙台北県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 149,641,506円
過年度分 163,979,491円
合 計 313,620,997円

・平成26年度収入未済額

現年度分 116,736,889円
過年度分 226,450,056円
合 計 343,186,945円

(4) 北部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 100,335,573円
過年度分 358,612,303円
合 計 458,947,876円

・平成26年度収入未済額

現年度分 113,961,925円
過年度分 395,105,009円
合 計 509,066,934円

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 23,007,630円
過年度分 59,529,522円
合 計 82,537,152円

・平成26年度収入未済額

現年度分 22,605,363円
過年度分 65,706,244円
合 計 88,311,607円

(6) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額

現年度分 43,238,492円
過年度分 105,892,864円
合 計 149,131,356円

・平成26年度収入未済額

現年度分 39,124,790円
過年度分 126,125,838円
合 計 165,250,628円

(7) 気仙沼保健福祉事務所
 需用費において、支払遅延による運収加算金の発生が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 (内容)

ガス料金の支払いが遅れたことにより運収加算金が発生したものの。

- ・件数 1件
- ・運収加算金 1,196円

(8) 仙台家畜保健衛生所
 賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 (内容)

臨時職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・件数 1件
- ・支給額 162,783円

(9) 中新田高等学校
 報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 (内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

- ・件数 4件
- ・支給額 182,136円

(10) 利府高等学校
 賃金において、支給額の誤りによる一部金額の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 (内容)

- ・件数 2件

- ・正支給額 171,261円
- ・誤支給額 145,276円
- ・追給額 25,985円

(11) 仙台北警察署
 賃金において、支給額の誤りによる一部金額の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。
 (内容)

- ・件数 1件
- ・正支給額 132,755円
- ・誤支給額 120,425円
- ・追給額 12,330円

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、コイ(マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。)の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。
 平成二十九年三月三十一日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止
 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限
 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限
 (一) 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1 から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面